

○法務省告示第九十六号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄の規定に基づき、平成二十六年法務省告示第五百七十八号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年四月十四日

法務大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特	第二条 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特

別加算の項の中欄リの規定に基づき定める大学は、次の各号のいずれかに該当する大学とする。

一 次に掲げる指標（いずれも直近のものに限る。）のうち二以上において上位三百位までに掲げられている外国の大学又は当該指標のいずれかに掲げられている本邦の大学

「イ・ロ 略」

ハ シャンハイ・ランキング・コンサルタンシ

|| (中国) が公表する世界大学学術ランキング
グ (アカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ)

「二・三 略」

別加算の項の中欄リの規定に基づき定める大学は、次の各号のいずれかに該当する大学とする。

一 次に掲げる指標（いずれも直近のものに限る。）のうち二以上において上位三百位までに掲げられている外国の大学又は当該指標のいずれかに掲げられている本邦の大学

「イ・ロ 同上」

ハ 上海交通大学 (中国) が公表する世界大学

学術ランキング (アカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ)

「二・三 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。